

西春日井広域事務組合消防職員 採用試験要項（令和4年4月1日採用）

～清須市・北名古屋市・豊山町の安全、安心のために～



女性消防官の活躍



訓練風景

西春日井広域事務組合消防本部では、清須市・北名古屋市・豊山町の住民の生命、身体、財産を守るため、強い使命感を持ち、どんなに困難な任務にもあきらめずに最後までやり遂げる志の高い消防職員を募集します。

1 受験申込受付期間等

受付期間	令和3年7月26日（月）から令和3年8月6日（金）まで
受付方法	郵送のみ ※ 消防本部へ直接来庁しても受け付けできません。
提出書類	別紙1 消防職員採用試験受験申込書 別紙2 健康診断書 (学校等で、6ヶ月以内に健康診断を受診しており、診断書の内容を含むものであれば、コピーでも可とする。)

郵送先	〒481-0014 北名古屋市井瀬木狭場15番地 西春日井広域事務組合消防本部 総務課 ※ 受付期間中の消印有効
受験票	後日、受験申込書の 現住所 へ郵送します。 ※ 試験日の2週間前までに、受験票が届いていない場合は、 下記問い合わせ先へ、確認の連絡をしてください。

採用試験申込書は、西春日井広域事務組合ホームページからダウンロードできます。

2 採用予定人員

消防職	8名
-----	----

3 受験資格

大学卒業程度 A	・平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に規定する大学を卒業した人、または本年度中に卒業見込みの人。
短大・高校等卒業程度 B	・平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に規定する短大若しくは専修学校を卒業した人、または本年度中に卒業見込みの人。 ・平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に規定する高校を卒業した人、または本年度中に卒業見込みの人。 ※Aの受験資格を有するものは、受験できません。

【受験できない人】

次のうちいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条に規定する人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 西春日井広域事務組合において懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の日程

試験区分	試験日	試験内容	試験会場
第1次試験	令和3年9月19日(日) 午前8時50分から終日	学科試験 適性検査 体力試験	受験票に記載しますので、お手元へ到着後、ご確認ください。
第2次試験	令和3年10月下旬予定 ※時間は指定された時間	面接試験 ※論文課題	西春日井広域事務組合消防本部 (北名古屋市井瀬木狭場15番地)

【第1次試験について】

- ① 第1次試験には、HBの鉛筆(シャープペン可)、消しゴムを持参してください。
- ② 受験者が多数の場合は、場所を変更する場合がありますので、必ず西春日井広域事務組合ホームページで確認してください。
- ③ 第1次試験の結果は、合格者、不合格者共に文書で10月中旬以降に郵送します。また、当組合ホームページにも掲載します。なお、試験結果に対する電話での対応は、一切行いません。
- ④ 体力試験は、運動のできる服装と室内用シューズを持参してください。
- ⑤ 第1次試験は、必ず昼食を持参してください。外出は、全試験が終了するまでできません。

【第2次試験について】

- ① 第2次試験は、第1次試験合格者に対して、面接試験を行います。
- ② 第2次試験の日程等の詳細は、第1次試験合格者に対して通知します。
- ③ 第1次試験合格者は、※論文課題を作成し、第2次試験当日に提出してください。
- ④ 第2次試験の結果は、合格者、不合格者共に文書で11月中旬以降に郵送します。なお、試験結果に対する電話での対応は、一切行いません。

5 試験の内容

学科試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。
適性検査	消防職としての適応性をみる検査
体力試験	体力・運動能力を測定 (シャトルラン、立ち幅跳び、反復横跳び、上体起こし、長座体前屈、握力)
面接試験	人物及び能力についての個人面接による口述試験
論文課題	与えられた題目について、論文を作成する

6 合格から採用まで

- ① 第2次試験合格者は、採用候補者名簿に登載され、来年の4月1日付けで、西春日井広域事務組合職員として採用される予定です。採用後は、全寮制の消防学校に入校し、約6ヶ月間、消防吏員として必要な初任科教育を受けます。
- ② 卒業見込みで受験をしている者が、学校を卒業できなかった場合には、採用を取り消します。
- ③ 採用試験申込書類に虚偽の内容、または不正があることが明らかとなった場合には、採用を取り消します。
- ④ 採用前健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられないことが明らかになった場合には、採用を取り消します。
- ⑤ 制服等のサイズ合わせ、消防学校入校書類等の作成を行うため、数回消防本部へ登庁していただきます。

7 勤務条件等

【身分】

一般職の地方公務員である消防職員となります。

【給与】 ※令和3年4月1日現在

	初任給		
消防職	大学卒	短大卒	高校卒
	199,600円	183,700円	169,900円

- ① 初任給は、最終学歴により決定します。社会人としての経験年数換算や修学年数調整もあります。
- ② 初任給の他に、各種手当（地域、住居、通勤、扶養、期末・勤勉手当など）を、それぞれの支給要件に応じて支給します。

【勤務形態、勤務時間】

- ・ 毎日勤務（消防職・事務職） （8時30分から17時15分まで） ※土日祝を除く。
- ・ 交替制勤務（消防職） （8時30分から翌日の8時30分まで）

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、上記内容を変更する場合がございますので、ホームページを随時ご確認ください。

【採用試験に関する問合せ先】

西春日井広域事務組合消防本部 総務課

電話 0568-22-4912

（平日8時30分から17時00分まで）